

法人名：

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

設立年月日

平成3年8月1日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 齊藤 永吉	基本財産等	581,711千円	県出資等額及び比率	300,000千円	(51.6%)	所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課			
設立目的	暴力団による不当な行為を防止するために必要な事業を行い、暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、県民生活の安全と平穩の確保に寄与すること。										
事業概要	①暴力団員による不当行為予防の広報活動 ②民間暴力団排除組織への支援活動 ③暴力団の不当行為に関する相談活動 ④少年に対する暴力団の影響排除活動 ⑤暴力団からの離脱援助、社会復帰支援活動 ⑥暴力団事務所の使用差止訴訟活動 ⑦不当要求防止責任者講習の実施 ⑧不当要求情報管理機関の業務支援 ⑨暴力団による不当要求の被害者支援 ⑩少年指導員研修 ⑪関係機関との情報収集、情報交換、調査研究事業										
関連法令、県計画	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項										
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監事		評議員		職員数 (R5.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				2	2
	1	8		2		7	1	17	※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。		

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項に規定されている事業について確実な運営に努める。 ○安定した経営基盤を維持するため、賛助会員の確保と新規獲得及び基本財産の適切な運用により、経営の安定化と収支相償を図る。				
取組	○暴力団員による不当な行為の予防等に関する広報啓発活動、民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動、同行為等に関する相談活動、少年への暴力団からの影響を排除する活動、暴力団離脱者等に対する支援活動、暴力団事務所の使用差止訴訟活動、暴力団員からの被害を防止するための講習等の開催、被害者の救済・支援活動、調査研究活動等を推進する。 【目標】暴力団壊滅秋田県民大会の定期的な開催と責任者講習（単年度25回、目標受講者数720人、目標顧客満足度指数75）の実効ある計画的な開催に取り組む。 ○法人の目標を達成するため、各種講習、講演、研修及びイベントでの広報啓発活動や広告等を活用した呼び掛けによる賛助会員の獲得と、基本財産の適切な運用を図り、収支相償を図る。 【目標】目標賛助会費納入額8,200千円				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
経常収益	18,161	16,657
基本財産・特定資産運用益	6,416	6,130
受取会費・受取寄附金	7,845	7,720
受託事業収益	2,715	2,714
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金		
その他の収益	1,185	93
経常費用	16,771	18,509
事業費	12,100	12,278
管理費	4,671	5,011
人件費(事業費分含む)	8,694	9,223
当期経常増減額	1,390	△1,852
経常外収益		315
経常外費用		
当期経常外増減額		315
当期一般正味財産増減額	1,390	△1,537
当期指定正味財産増減額	△28	△44
当期正味財産増減額合計	1,362	△1,581

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	7,079	6,087
固定資産	591,495	590,862
資産計	598,574	596,949
流動負債	323	279
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	323	279
指定正味財産	581,754	581,711
うち基本財産充当額	581,754	581,711
一般正味財産	16,496	14,959
うち基本財産充当額	8,306	8,306
正味財産計	598,250	596,670
負債・正味財産計	598,573	596,949

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	108.3%	90.0%	△18.3
流動比率 (流動資産÷流動負債)	2191.6%	2181.7%	△9.9
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	99.9%	100.0%	+0.0
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※要支給職員なし。

法人名：

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

Ⅰ 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和4年度実績】 ○第31回暴力団壊滅秋田県民大会の開催 ○不当要求防止責任者講習の開催 回数25回、受講者722人、顧客満足度指数90 ○賛助会費納入額772万円（寄附金を含む） ○暴力相談活動等の推進 83件受理 ○広報啓発活動の推進 各種媒体を利用したほか、責任者講習等での広報活動	【令和4年度実績】 ○経常収益は、債券買換による売却益がなかったこと及び賛助会員の減少により前年比1,504千円減となった。 ○経常費用は、前年の債券売却益による余剰金を執行したことにより、前年比1,738千円増となった。
【自己評価】 ○県警察と連携して計画的に事業を推進したことにより、責任者講習の開催目標を達成したほか、暴力団排除意識高揚のための県民大会の開催による広報啓発活動、適切な暴力相談など、法に規定された事業を確実に推進した。 ○県内事業所の統廃合の影響等から、賛助会費の目標額に及ばなかった（達成率94%）が、	【自己評価】 ○単年度の経常収支比率が△10%となったが、これは計画的な債券買換に伴う前年度余剰金を適正に解消したこと起因したものであり、当該余剰金を除いた場合の経常収支比率は5%の範囲内となることと基本財産を取り崩すこと無く経営していることからA評価とした。
評価 A	評価 A

Ⅱ 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
○行動計画に掲げた目標は概ね達成されているが、未達成であった賛助会費納入額確保を含め、暴排思想を県民に浸透させ、法人活動への賛同と理解を得るため、引き続き目標達成に向けた活動に取り組んでいただきたい。	○前年度の余剰金を解消したことで単年度の収支均衡は達成できなかったが、基本財産を取り崩すこと無く経営は安定している。引き続き、賛助会員の確保等に取り組んでいただきたい。
評価 A	評価 A

Ⅲ 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○行動計画に定める「目標賛助会費納入額」は達成できなかったものの、計画的に事業を実施しており、顧客満足度も高いことから、法人運営については順調であると評価される。

【委員からの提言】

○県内全事業所の加入を目指し、全県挙げての「暴力団壊滅」に取り組んでいただきたい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○全県挙げての「暴力団壊滅」を目的とした暴力団壊滅秋田県民大会の開催のほか、機関誌やウェブサイト、新聞、フリーペーパー、ラジオ放送、郵便局窓口用置き封筒等の各種媒体を有効に活用した広報啓発活動を実施するなど、賛助会員の増加に向けた取組を強化し、計画的に事業を推進する。	○暴力団の壊滅を目指し、これまでの事業を継続するため、県民から法人活動への賛同と理解を得られるような周知活動を展開し、目標賛助会費納入額の達成に向けた取組を進めていただきたい。 ○県警察では、これまで講話や各種会議、イベント等において、法人の活動を紹介するなど周知しているところであるが、今年度からは、不当要求防止責任者を選任していなかった事業者に対して責任者選任の働き掛けを行っており、これらの取組を継続しながら、併せて法人活動を周知し、賛助会員拡大のためにバックアップしていきたい。

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

①令和 5 年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議定款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団による不当な行為を予防するために必要な事業を行い、及び暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、市民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の講習を行うこと。
- (8) 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当

該情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

(9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

(10) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。

(11) 暴力団の実態を把握し、効果的な追放運動を推進するため、関係機関、団体と連携した情報交換活動による調査及び資料収集活動を行うこと。

(12) 前各号の事業に附帯する事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する事業計画書及び収支予算書等については、当該書類を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
（評議員の職務及び権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項

及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

第6章 役員等

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなつたときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第35条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。ただし、副会長のうち1名は秋田県警察本部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第37条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 法人運営に関する規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第42条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項の定めによるものとする。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 足

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は新開 卓、業務執行理事は伊東幸博とする。
- 4 この法人の最初の理事は、新開 卓、伊東幸博、細谷敏夫、桜田裕之、佐藤實、桑原 功、内藤 徹、鎗田良雄、木村秀三とする。
- 5 この法人の最初の監事は、村岡淑郎、大沼文哉とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、内村和人、目黒 勵、鈴木 清、高木研一、新井昌吉、堀江敏明、保坂勝信とする。

附 則

この定款は、平成26年5月27日から施行する。

出資・出捐者名簿

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

令和5年4月1日

区 分	数	備 考
県	1	
市町村	25	
民間	1145	※団体名、個人名は事業の性質上公表していません。

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

時 点 : 令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	斉藤 永吉	(株)北都銀行名誉顧問
2	専務理事	清水 秀昭	元県警職員
3	理事	細谷 敏夫	(公社)秋田県防犯協会連合会会長
4	理事	内藤 徹	秋田弁護士会弁護士
5	理事	三杉 孝昌	(公社)秋田県トラック協会専務理事
6	理事	長門 孝一	(公社)秋田県宅地建物取引業協会専務理事
7	理事	辻 昭久	(協組)秋田県卸センター理事長
8	理事	近藤 悦広	秋田県農業協同組合中央会常務理事
9	理事	松山 智	(株)北都銀行理事・元県警職員
10	監事	伊藤 和美	(一社)秋田県銀行協会常務理事兼事務局長
11	監事	柳田 高人	秋田県商工会連合会専務理事
12	評議員	内村 和人	(一社)秋田県警備業協会顧問
13	評議員	鈴木 清	秋田市飲食店組合環同連合会会長
14	評議員	松岡 信吉	秋田県遊技業協同組合理事長
15	評議員	武田 勝	(公財)秋田県生活衛生営業指導センター専務理事
16	評議員	稲岡 敬弘	秋田県少年保護育成委員連絡協議会会長
17	評議員	新野 建臣	秋田県保護司会連合会会長
18	評議員	渡辺 雅人	(一社)秋田県建設業協会専務理事
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和5年度事業計画書

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第1号事業)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 ア 暴排条例の周知を図り、県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、警察をはじめ関係機関・団体等広く県民を結集し官民一体となった「第32回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催する。 イ 県民大会開催について新聞広告掲載、ホームページ及び県内各市町村広報誌（紙）等を活用した広報啓発活動を実施する。 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、各種講習・キャンペーンのほか、機関誌（紙）やポスター・パンフレット等を活用し、潜在化・不透明化する暴力団の実態を広く県民に知らせ、暴力団排除思想の普及と高揚を図る。 イ FM秋田を活用した広報 (ア) FM秋田のラジオ番組を活用して広報を推進し、秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 (イ) FM秋田が作成するリーフレットを活用し、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知する。 ウ 新聞広告を活用した広報 秋田さきがけ新報の紙面に、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知して秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 エ 他機関広報誌（紙）等活用による広報 他機関広報誌（紙）への掲載依頼、不当要求防止責任者講習及び各種研修会（会合）等を活用して広報を推進し、相談制度の周知徹底及び秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 (3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴排条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (4) 各種契約に「暴排条項」導入の推進 不当要求防止責任者講習や関係機関・団体との連絡協議会等の機会を活用し、各種契約・約款等への暴排条項導入の支援活動を推進する。 (5) ホームページの有効活用 ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。 (6) 賛助会員の拡大 事業活動に対する理解と協力を確保するための広報活動を推進するとともに賛助会員制度の周知を図り、賛助会員の維持・拡大を図り事業資金を確保に努める。

事業名	事業内容
2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動 (第2号事業)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を支援する。 (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員に対し、暴力団関係情報等の提供、研修会の開催及び助成金の交付等により活動の活性化を図る。 (3) 暴力追放功労表彰の実施 暴力追放活動に功労があった個人及び団体に対して積極的に表彰を実施する。 (4) 関係機関・団体との連携の強化 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携を強化し、効果的な支援活動を推進する。
3 暴力相談活動 (第3号事業)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 民事介入暴力や不当要求行為に関する暴力相談を適切かつ迅速に行うため弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士のほか、保護司、少年指導委員を暴力追放相談委員に委嘱するとともに、それぞれの専門的知識・経験を生かした相談活動を推進する。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため関係機関・団体等の各相談窓口と緊密に連携し、的確な暴力相談の受理体制を確立する。 イ 各地区(ブロック別)毎に暴力相談所を開設して相談活動を推進する。 (3) 「暴力相談」利用の促進 ホームページ、ラジオ番組、新聞広告等各種広報媒体を効果的に活用して暴力相談活動の周知を図り、利用の促進に努める。
4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 少年の健全育成を目指す関係機関・団体及び少年指導委員と連携を強化して、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の暴力団組織への加入阻止を図る。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に触手を伸ばす暴力団の実態等について、各種広報媒体を活用して効果的に広報啓発活動を行い、県民の暴力団排除思想の高揚を図る。
5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱支援活動 警察、国・県・市町村等行政機関、保護司会連合会等関係機関・団体と連携して、暴力団組員等に対する組織からの離脱の働きかけを支援する。 (2) 協賛事業所との連携の強化 ア 協賛事業所を定期的に訪問して現況を把握するとともに、継続して離脱者の就労に対する理解と協力を求める。 イ 離脱者を雇用した事業所に対しては、速やかに雇用報奨金を支給するなど、継続した雇用先の確保に努める。 (3) 離脱者、離脱希望者等に対する支援 離脱者及び離脱希望者に対しては個々面接と助言等による就労支援を実施し、生活基盤の安定を図る。

事業名	事業内容
6 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 (第6号事業)	(1) 住民等から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を実施する。 (2) 制度の周知徹底を図るための広報を実施する。
7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)	(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (2) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 不当要求防止責任者講習について、ホームページへの掲示等各種広報媒体を利用した効果的な広報を行い、受講の促進を図る。 (3) 不当要求による被害防止体制の確立 企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対して、最新の暴力団情勢に基づいた適切な対応の習得を重点とした不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、被害防止体制の確立を図る。 (4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア 受講者に対してアンケート調査を実施し、事後の講習の参考に資するほか、ニーズに対応した講習を実施する。 イ 弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。
8 不当要求情報管理機関に対する援助 (第8号事業)	(1) 研修会への講師派遣等 不当要求行為による被害を防止するための研修会等に講師を派遣し、講習のほか、各種資料の提供及び必要な助言・指導に努める。 (2) 暴力団の活動状況等の情報提供 関係機関との連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団員の活動状況等について情報提供する。 (3) 照会に対する回答 照会に対しては、迅速・的確に対応する。
9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)	(1) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援 警察と連携した暴力団事務所撤去運動等に対し、助成金を交付するなど、自主的組織活動を支援する。 (2) 訴訟費用等の無利子貸付及び補助 暴力団等に対する訴訟費用及び損害に対する被害修復費用について、無利子貸付及び補助をする。 (3) 見舞金の支給及びカウンセラー等の派遣要請 暴力団犯罪の被害者に対して見舞金を支給するほか、必要に応じて関係機関に対し、カウンセラー等の派遣を要請する。
10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)	(1) 少年指導委員研修会等の実施 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「少年指導委員」に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させる研修会を開催し、暴力団関係情報及び暴排資料等を提供する。 イ 警察本部人身安全対策課と連携し、効果的な研修会を開催する。

事業名	事業内容
11 調査研究活動 (第11号事業)	(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 警察、弁護士会と連携し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び調査研究を行い、各種相談及び支援事業等に活用する。 (2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習等の機会を活用し、県民会議の事業活動に対する理解度、認知度及び意見・要望等を把握するためアンケート調査を実施し、事業活動に反映させる。 (3) 調査・資料の収集活動 警察や全国暴力追放運動推進センター及び東北ブロック暴力追放運動推進センター等の会議等において、全国的な暴力団情報を調査・収集し、広報資料、相談事業等に活用することにより、暴力団情報を広く県民に提供する。
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 当秋田県民会議の事業活動を健全に推進するため、定期に開催される理事会及び評議員会で事業報告を行い、その意見を求め事業を推進する。 イ 必要に応じて臨時理事会、臨時評議員会を開催する。

収支予算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	5,929,600	6,129,600	△ 200,000
事業収益			
委託費	2,715,000	2,715,000	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	8,200,000	8,200,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	16,844,600	17,044,600	△ 200,000
(2) 経常費用			
事業費	12,755,200	13,448,300	△ 693,100
役員報酬	1,944,000	2,100,000	△ 156,000
給料手当	3,107,900	3,327,300	△ 219,400
福利厚生費	922,200	894,700	27,500
研修会議費	132,700	112,100	20,600
旅費交通費	349,100	383,500	△ 34,400
通信運搬費	583,300	534,300	49,000
消耗什器備品費	10,000	0	10,000
消耗品費	140,000	179,400	△ 39,400
修繕費	68,600	28,000	40,600
印刷製本費	1,032,800	1,158,700	△ 125,900
啓発費	1,553,450	1,556,500	△ 3,050
燃料費	46,200	43,200	3,000
光熱水料費	87,000	60,000	27,000
賃借料	916,080	833,700	82,380
保険料	104,500	101,300	3,200
諸謝金	383,500	393,600	△ 10,100
租税公課	35,770	24,200	11,570
支払助成金	462,000	540,000	△ 78,000
支払給付金	220,000	280,000	△ 60,000
雑費	393,300	297,900	95,400
減価償却費	262,800	599,900	△ 337,100
管理費	5,007,200	4,719,340	287,860
役員報酬	1,296,000	900,000	396,000
給料手当	1,416,200	1,727,200	△ 311,000
福利厚生費	476,800	252,200	224,600
会議費	13,100	31,600	△ 18,500
旅費交通費	80,600	80,700	△ 100
通信運搬費	117,600	78,300	39,300
消耗什器備品費	10,000	10,000	0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
消耗品費	50,000	10,000	40,000
修繕費	29,400	12,000	17,400
印刷製本費	20,900	19,300	1,600
燃料費	8,300	8,640	△ 340
光熱水料費	58,000	40,000	18,000
賃借料	437,400	446,600	△ 9,200
保険料	31,300	28,500	2,800
諸謝金	576,000	594,000	△ 18,000
租税公課	17,800	10,400	7,400
支払負担金	82,200	112,200	△ 30,000
雑費	200,000	100,600	99,400
減価償却費	85,600	257,100	△ 171,500
経常費用計	17,762,400	18,167,640	△ 405,240
調整前当期経常増減額	△ 917,800	△ 1,123,040	205,240
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 917,800	△ 1,123,040	205,240
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 917,800	△ 1,123,040	205,240
一般正味財産期首残高	14,413,788	15,536,828	△ 1,123,040
一般正味財産期末残高	13,495,988	14,413,788	△ 917,800
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	5,947,631	6,147,631	△ 200,000
基本財産受取利息	5,947,631	6,147,631	△ 200,000
一般正味財産への振替額	5,929,600	6,129,600	△ 200,000
一般正味財産への振替額	5,929,600	6,129,600	△ 200,000
当期指定正味財産増減額	18,031	18,031	0
当期指定正味財産期首残高	581,546,110	581,528,079	18,031
当期指定正味財産期末残高	581,564,141	581,546,110	18,031
III 正味財産期末残高	595,060,129	595,959,898	△ 899,769

収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

【公益目的事業会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
事業収益			
委託費	2,715,000	2,715,000	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	6,560,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	12,239,800	12,339,800	△ 100,000
(2) 経常費用			
事業費	12,755,200	13,448,300	△ 693,100
役員報酬	1,944,000	2,100,000	△ 156,000
給料手当	3,107,900	3,327,300	△ 219,400
福利厚生費	922,200	894,700	27,500
研修会議費	132,700	112,100	20,600
旅費交通費	349,100	383,500	△ 34,400
通信運搬費	583,300	534,300	49,000
消耗什器備品費	10,000	0	10,000
消耗品費	140,000	179,400	△ 39,400
修繕費	68,600	28,000	40,600
印刷製本費	1,032,800	1,158,700	△ 125,900
啓発費	1,553,450	1,556,500	△ 3,050
燃料費	46,200	43,200	3,000
光熱水料費	87,000	60,000	27,000
賃借料	916,080	833,700	82,380
保険料	104,500	101,300	3,200
諸謝金	383,500	393,600	△ 10,100
租税公課	35,770	24,200	11,570
支払助成金	462,000	540,000	△ 78,000
支払給付金	220,000	280,000	△ 60,000
雑費	393,300	297,900	95,400
減価償却費	262,800	599,900	△ 337,100
経常費用計	12,755,200	13,448,300	△ 693,100
調整前当期経常増減額	△ 515,400	△ 1,108,500	593,100
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 515,400	△ 1,108,500	593,100
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 515,400	△ 1,108,500	593,100
一般正味財産期首残高	5,580,568	6,689,068	△ 1,108,500
一般正味財産期末残高	5,065,168	5,580,568	△ 515,400
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,973,816	3,073,816	△ 100,000
基本財産受取利息	2,973,816	3,073,816	△ 100,000
一般正味財産への振替額	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
一般正味財産への振替額	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
当期指定正味財産増減額	9,016	9,016	0
当期指定正味財産期首残高	290,773,056	290,764,040	9,016
当期指定正味財産期末残高	290,782,072	290,773,056	9,016
III 正味財産期末残高	295,847,240	296,353,624	△ 506,384

収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

【法人会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
事業収益			
委託費	0	0	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	1,640,000	1,640,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	4,604,800	4,704,800	△ 100,000
(2) 経常費用			
管理費	5,007,200	4,719,340	287,860
役員報酬	1,296,000	900,000	396,000
給料手当	1,416,200	1,727,200	△ 311,000
福利厚生費	476,800	252,200	224,600
会議費	13,100	31,600	△ 18,500
旅費交通費	80,600	80,700	△ 100
通信運搬費	117,600	78,300	39,300
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	50,000	10,000	40,000
修繕費	29,400	12,000	17,400
印刷製本費	20,900	19,300	1,600
燃料費	8,300	8,640	△ 340
光熱水料費	58,000	40,000	18,000
賃借料	437,400	446,600	△ 9,200
保険料	31,300	28,500	2,800
諸謝金	576,000	594,000	△ 18,000
租税公課	17,800	10,400	7,400
支払負担金	82,200	112,200	△ 30,000
雑費	200,000	100,600	99,400
減価償却費	85,600	257,100	△ 171,500
経常費用計	5,007,200	4,719,340	287,860
調整前当期経常増減額	△ 402,400	△ 14,540	△ 387,860
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 402,400	△ 14,540	△ 387,860
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 402,400	△ 14,540	△ 387,860
一般正味財産期首残高	8,833,220	8,847,760	△ 14,540
一般正味財産期末残高	8,430,820	8,833,220	△ 402,400
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
基本財産運用益	2,973,815	3,073,815	△ 100,000
基本財産受取利息	2,973,815	3,073,815	△ 100,000
一般正味財産への振替額	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
一般正味財産への振替額	2,964,800	3,064,800	△ 100,000
当期指定正味財産増減額	9,015	9,015	0
当期指定正味財産期首残高	290,773,054	290,764,039	9,015
当期指定正味財産期末残高	290,782,069	290,773,054	9,015
III 正味財産期末残高	299,212,889	299,606,274	△ 393,385

収支予算書内訳表

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,964,800	2,964,800	5,929,600
事業収益			
責任者講習受託収益	2,715,000	0	2,715,000
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	1,640,000	8,200,000
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	12,239,800	4,604,800	16,844,600
(2) 経常費用			
事業費	12,755,200		12,755,200
役員報酬	1,944,000		1,944,000
給料手当	3,107,900		3,107,900
福利厚生費	922,200		922,200
研修会議費	132,700		132,700
旅費交通費	349,100		349,100
通信運搬費	583,300		583,300
消耗什器備品費	10,000		10,000
消耗品費	140,000		140,000
修繕費	68,600		68,600
印刷製本費	1,032,800		1,032,800
啓発費	1,553,450		1,553,450
燃料費	46,200		46,200
光熱水料費	87,000		87,000
賃借料	916,080		916,080
保険料	104,500		104,500
諸謝金	383,500		383,500
租税公課	35,770		35,770
支払助成金	462,000		462,000
支払給付金	220,000		220,000
雑費	393,300		393,300
減価償却費	262,800		262,800
管理費		5,007,200	5,007,200
役員報酬		1,296,000	1,296,000
給料手当		1,416,200	1,416,200
福利厚生費		476,800	476,800
会議費		13,100	13,100
旅費交通費		80,600	80,600
通信運搬費		117,600	117,600
消耗什器備品費		10,000	10,000

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
消耗品費		50,000	50,000
修繕費		29,400	29,400
印刷製本費		20,900	20,900
燃料費		8,300	8,300
光熱水料費		58,000	58,000
賃借料		437,400	437,400
保険料		31,300	31,300
諸謝金		576,000	576,000
租税公課		17,800	17,800
支払負担金		82,200	82,200
雑費		200,000	200,000
減価償却費		85,600	85,600
経常費用計	12,755,200	5,007,200	17,762,400
調整前当期経常増減額	△ 515,400	△ 402,400	△ 917,800
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	△ 515,400	△ 402,400	△ 917,800
2, 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 515,400	△ 402,400	△ 917,800
一般正味財産期首残高	5,580,568	8,833,220	14,413,788
一般正味財産期末残高	5,065,168	8,430,820	13,495,988
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,973,816	2,973,815	5,947,631
基本財産受取利息	2,973,816	2,973,815	5,947,631
一般正味財産への振替額	2,964,800	2,964,800	5,929,600
一般正味財産への振替額	2,964,800	2,964,800	5,929,600
当期指定正味財産増減額	9,016	9,015	18,031
指定正味財産期首残高	290,773,056	290,773,054	581,546,110
指定正味財産期末残高	290,782,072	290,782,069	581,564,141
III 正味財産期末残高	295,847,240	299,212,889	595,060,129

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

②令和4年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

財産目録
令和5年3月31日現在

公益財団法人 暴力団排除秋田県民会議

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	秋田銀行本店 (通帳:3578777) 秋田銀行本店 (通帳:357916) 北都銀行本店 (通帳:788755) J A秋田なまはげ 農協とん支店 (通帳:3364383)	運転資金として	5,979,390 4,456,622 0 1,368,189 154,579
前払金	あきた芸術劇場ミルハス 公益財団法人全国防犯協会連合会 2円8枚/10円9枚/20円7枚 84円5枚/120円2枚 切手	令和5年9月県民会議会館使用料 令和5年度団体傷害保険料	106,810 50,630 56,180
貯蔵品		未使用分	398
流動資産合計			6,086,598
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	秋田銀行本店 (証書:2546886) 北都銀行本店 (証書:8053610) J A秋田なまはげ 農協とん支店 (証書:11186791)	公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	30,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000
投資有価証券	野村證券 第9回 利付国債 野村證券 第144回 利付国債 日興證券 第62回 利付国債 大和証券 第60回 電源開発債 大和証券 第11回 東京電力バレーネット債 大和証券 第48回 東京電力バレーネット債	公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	550,508,687 99,809,623 150,700,607 49,998,457 100,000,000 50,000,000 100,000,000
普通預金	秋田銀行本店 (通帳:756767)	公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	1,202,201
基本財産合計			581,710,888
特定資産			
暴力団排除活動推進資産		組事務所使用差止請求訴訟事案に関する 費用として管理されている預金。	5,000,000 5,000,000
運用資金積立資産	秋田銀行本店 (通帳:1056980)	公益目的保有財産	740,799
普通預金	秋田銀行本店 (通帳:291324)	運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	740,799
被害者支援積立資産			2,554,711
普通預金	秋田銀行本店 (通帳:291332)		2,554,711
特定資産合計			8,305,510
その他固定資産			
車両運搬具	トヨタカローラ (令和4年1月)	公益目的保有財産 公益目的事業の用に70%、管理運営の用に30%供している。	427,816
什器備品1	ノートパソコン (平成25年)		1
什器備品2	暴力団検索システム (令和4年)	公益目的事業の用に100%供している。	267,921
電話加入権	2台分 (824-8989・824-3500)	公益目的事業の用に70%、管理運営の用に30%供している。	149,968
その他固定資産合計			845,706
固定資産合計			590,862,104
資産合計			596,948,702
(流動負債)			
未払金	日本年金機構秋田年金事務所に対する未払額 ソフトバンク(株)に対する未払額 日本ガ'イシステム(株)に対する未払い額 NTTぷららに対する未払額 日本郵便(株)に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 協和石油(株)に対する未払額 秋田県警察本部(県知事)に対する未払額	社会保険料(3月分) 電話使用料(相談用)(3月分) 電話使用料(3月分) インターネット使用料(3月分) 郵便費(3月分) コピー使用料(3月分) BB'ネット(3月分) 公用車燃料費(3月分) 庁舎使用光熱水料費(3月分)	190,991 90,014 3,743 8,932 4,180 3,571 60,930 3,828 3,557 12,236
預り金	社会保険料被保険者負担分(3名)	社会保険料(3月分)	87,889 87,889
流動負債合計			278,880
(固定負債)			0
固定負債合計			0
負債合計			278,880
正味財産			596,669,822

令和4年度事業報告書

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

事業名	事業内容
1 第1号事業 (広報啓発活動)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第31回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。 ア 7月22日(金)、ホテルメトロポリタン秋田、関係者約90人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員、県民会議職員等参加》 イ 表彰状授与(暴排活動功労者) ・東北ブロック表彰 2個人 ・県表彰 14個人 ウ 感謝状贈呈(暴力追放運動功労者) ・警察本部長感謝状 1個人 ・理事長感謝状 2個人 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (イ) 秋田中央交通の路線バスを活用した広報 バス内に暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用して暴力相談フリーダイヤル電話を周知。潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。 【ステッカー貼付】 ・車両 バス3台(車内貼付2台、車外貼付1台) ・期間 1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 【車内放送】 ・車両 バス停「千秋公園前」・「木内前」間通過全車両 ・区間 上記バス停「千秋公園前」と「木内前」の間 ・期間 1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日) (ロ) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 本紙面に広告掲載し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図ったほか、賛助会員募集も広報。(9月21日、1月18日) (ハ) FM秋田を活用した広報 ・FM秋田の毎週土曜日の番組「あきたをあそば一冬」が終了後の午前11時55分に暴力相談等を広報し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。 ・FM秋田発行のリーフレットに、暴力相談フリーダイヤル電話の広告を掲載して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図ったほか、賛助会員募集も広報。(1月～3月31日) (ニ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 郵宣東日本支社に発注し暴力相談フリーダイヤル電話等の広告を印刷した「郵便局窓口現金用封筒」を県内6郵便局(秋田中央局・土崎局・大館局・能代駅前局・大曲局・横手局)にて広報。 広告掲載封筒は計8,000枚、郵宣の在庫調査結果で継続を判断。(2月6日～3月31日)

事業名	事業内容																																																																																		
	(エ) 他団体広報誌を活用した広報 秋田県遊技業協同組合機関誌「秋遊協会報第181号」に広告を掲載し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。賛助会員募集も広報。(1月) イ 機関誌(紙)等の作成・配布 【作成】 <table> <tr> <td>(ア) 全国センターだより(春102号、夏103号、秋104号、冬105号)</td><td>各90部</td></tr> <tr> <td>(イ) 不当要求防止責任者教本(令和4年版)</td><td>4月 550部 8月 200部 3月 100部</td></tr> <tr> <td>(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動</td><td>6月2,000部</td></tr> <tr> <td>(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 《専務理事作成》</td><td>230号~238号</td></tr> <tr> <td>(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」</td><td>11月1,400部</td></tr> </table> 【配布】 <table> <tr> <td>(ア) 全国センターだより 102号~105号</td><td></td></tr> <tr> <td>役員、相談委員、警察関係者等</td><td>各80部</td></tr> <tr> <td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>各10部</td></tr> <tr> <td>(イ) 不当要求防止責任者教本</td><td></td></tr> <tr> <td>〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>5月~6月154部</td></tr> <tr> <td>〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>7月~12月568部</td></tr> <tr> <td>(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動</td><td></td></tr> <tr> <td>〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>5月~6月154部</td></tr> <tr> <td>〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>7月~12月568部</td></tr> <tr> <td>秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会</td><td>10月 25部</td></tr> <tr> <td>ブロック別暴力追放推進委員研修会</td><td>11月 740部</td></tr> <tr> <td>少年指導員研修会</td><td>11月 40部</td></tr> <tr> <td>暴力団離脱者等支援協賛事業所</td><td>1月 24部</td></tr> <tr> <td>暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会</td><td>2月 22部</td></tr> <tr> <td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>10月 10部</td></tr> <tr> <td>(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 230号~238号</td><td></td></tr> <tr> <td>賛助会員等</td><td>Eメール配信9回</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>ホームページ掲載</td></tr> <tr> <td>(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」</td><td></td></tr> <tr> <td>役員、相談委員・警察関係者、賛助会員等</td><td>11月 600部</td></tr> <tr> <td>不当要求防止責任者講習</td><td>11月~12月159部</td></tr> <tr> <td>離脱者等支援協賛事業所</td><td>1月 24部</td></tr> <tr> <td>暴力団離脱者社会復帰支援連絡会</td><td>2月 22部</td></tr> <tr> <td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>11月 10部</td></tr> </table> ウ 暴排資料等の作成・配布 【作成】 <table> <tr> <td>(ア) 暴力団排除リーフレット</td><td>4月2,000枚</td></tr> <tr> <td>(イ) 民暴相談のしおり<2022年版></td><td>5月 100部</td></tr> <tr> <td>(ウ) 暴排ポスター</td><td>5月 580部</td></tr> <tr> <td>(エ) 暴力団情勢と対策<2022年版></td><td>6月2,300部</td></tr> <tr> <td>(オ) 県民大会景品(防災グッズ)</td><td>7月 160個</td></tr> <tr> <td>(カ) 暴追ポケットティッシュ</td><td>7月1,000個</td></tr> <tr> <td>(キ) 暴追ポケットティッシュ</td><td>10月1,000個</td></tr> <tr> <td>(ク) 暴追カレンダー<2023年版></td><td>12月1,000部</td></tr> <tr> <td>(ケ) 秋田県暴力団排除条例チラシ</td><td>12月1,000部</td></tr> <tr> <td>(コ) 暴追メモ帳</td><td>12月1,000部</td></tr> <tr> <td>(サ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー</td><td>12月1,000枚</td></tr> <tr> <td>(シ) 暴追ウエットシート</td><td>1月1,000枚</td></tr> </table>	(ア) 全国センターだより(春102号、夏103号、秋104号、冬105号)	各90部	(イ) 不当要求防止責任者教本(令和4年版)	4月 550部 8月 200部 3月 100部	(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動	6月2,000部	(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 《専務理事作成》	230号~238号	(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」	11月1,400部	(ア) 全国センターだより 102号~105号		役員、相談委員、警察関係者等	各80部	県民ホールパンフレットスタンド	各10部	(イ) 不当要求防止責任者教本		〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習	5月~6月154部	〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習	7月~12月568部	(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動		〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習	5月~6月154部	〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習	7月~12月568部	秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会	10月 25部	ブロック別暴力追放推進委員研修会	11月 740部	少年指導員研修会	11月 40部	暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 24部	暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会	2月 22部	県民ホールパンフレットスタンド	10月 10部	(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 230号~238号		賛助会員等	Eメール配信9回	その他	ホームページ掲載	(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」		役員、相談委員・警察関係者、賛助会員等	11月 600部	不当要求防止責任者講習	11月~12月159部	離脱者等支援協賛事業所	1月 24部	暴力団離脱者社会復帰支援連絡会	2月 22部	県民ホールパンフレットスタンド	11月 10部	(ア) 暴力団排除リーフレット	4月2,000枚	(イ) 民暴相談のしおり<2022年版>	5月 100部	(ウ) 暴排ポスター	5月 580部	(エ) 暴力団情勢と対策<2022年版>	6月2,300部	(オ) 県民大会景品(防災グッズ)	7月 160個	(カ) 暴追ポケットティッシュ	7月1,000個	(キ) 暴追ポケットティッシュ	10月1,000個	(ク) 暴追カレンダー<2023年版>	12月1,000部	(ケ) 秋田県暴力団排除条例チラシ	12月1,000部	(コ) 暴追メモ帳	12月1,000部	(サ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー	12月1,000枚	(シ) 暴追ウエットシート	1月1,000枚
(ア) 全国センターだより(春102号、夏103号、秋104号、冬105号)	各90部																																																																																		
(イ) 不当要求防止責任者教本(令和4年版)	4月 550部 8月 200部 3月 100部																																																																																		
(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動	6月2,000部																																																																																		
(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 《専務理事作成》	230号~238号																																																																																		
(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」	11月1,400部																																																																																		
(ア) 全国センターだより 102号~105号																																																																																			
役員、相談委員、警察関係者等	各80部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	各10部																																																																																		
(イ) 不当要求防止責任者教本																																																																																			
〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習	5月~6月154部																																																																																		
〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習	7月~12月568部																																																																																		
(ウ) リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動																																																																																			
〈令和3年版〉不当要求防止責任者講習	5月~6月154部																																																																																		
〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習	7月~12月568部																																																																																		
秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会	10月 25部																																																																																		
ブロック別暴力追放推進委員研修会	11月 740部																																																																																		
少年指導員研修会	11月 40部																																																																																		
暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 24部																																																																																		
暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会	2月 22部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	10月 10部																																																																																		
(エ) 機関紙「あきた県民会議」o h o j 230号~238号																																																																																			
賛助会員等	Eメール配信9回																																																																																		
その他	ホームページ掲載																																																																																		
(オ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」																																																																																			
役員、相談委員・警察関係者、賛助会員等	11月 600部																																																																																		
不当要求防止責任者講習	11月~12月159部																																																																																		
離脱者等支援協賛事業所	1月 24部																																																																																		
暴力団離脱者社会復帰支援連絡会	2月 22部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	11月 10部																																																																																		
(ア) 暴力団排除リーフレット	4月2,000枚																																																																																		
(イ) 民暴相談のしおり<2022年版>	5月 100部																																																																																		
(ウ) 暴排ポスター	5月 580部																																																																																		
(エ) 暴力団情勢と対策<2022年版>	6月2,300部																																																																																		
(オ) 県民大会景品(防災グッズ)	7月 160個																																																																																		
(カ) 暴追ポケットティッシュ	7月1,000個																																																																																		
(キ) 暴追ポケットティッシュ	10月1,000個																																																																																		
(ク) 暴追カレンダー<2023年版>	12月1,000部																																																																																		
(ケ) 秋田県暴力団排除条例チラシ	12月1,000部																																																																																		
(コ) 暴追メモ帳	12月1,000部																																																																																		
(サ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー	12月1,000枚																																																																																		
(シ) 暴追ウエットシート	1月1,000枚																																																																																		

事業名	事業内容
	【配布】
(ア) 暴力団情勢と対策〈2021年版〉	賛助会員 4月 660部 組織犯罪対策課 5月 15部 不当要求防止責任者講習 5月～6月154部 相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部
(イ) 暴力団排除リーフレット	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚 相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 2月 22部 県民ホールパンフレットスタンド 6月10部 10月10部
(ロ) 民暴相談のしおり〈2022年版〉	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部 県民ホールパンフレットスタンド 6月～9月75部
(エ) 暴排ポスター	公共機関・金融機関 6月 700枚 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24枚 事務局前 通年 1枚
(カ) 暴力団情勢と対策〈2022年版〉	組織犯罪対策課 8月 15部 不当要求防止責任者講習 7月～12月568部 国土交通省秋田河川国道事務所用地取得業務不当要求行為防止対策研究会 10月 30部 被害者支援連絡協議会少年問題研究部会 10月 25部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部 少年指導員研修会 11月 40部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部 県民ホールパンフレットスタンド 10月 10部
(キ) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部 県民ホールパンフレットスタンド 10月 10部
(ク) 秋田県暴力団排除条例チラシ	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部
(ケ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚 被害者支援連絡協議会少年問題研究部会 10月 25部 少年指導員研修会 11月 40部
(コ) 防災グッズ(県民大会景品)	第31回暴力団壊滅県民大会 7月 100部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 40部
(サ) 暴追ポケットティッシュ	賛助会員 4月 660部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 700部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 県民ホール 10月～3月70部 事務局カウンター 10月～3月70部

事業名	事業内容
(イ) 暴追カレンダー〈2023年版〉	
役員・相談委員・警察関係者・会員等	12月 900部
県民ホールパンフレットスタンド	12月 30部
暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 24部
警察関係者	1月 30部
(シ) 暴追メモ帳	
賛助会員	4月 660部
ブロック別暴力追放推進委員研修会	11月 40部
暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 48部
組織犯罪対策課に提供	1月 20部
県民ホール	10月～2月50部
事務局カウンター	10月～2月50部
(ス) 暴追ボールペン	
賛助会員	4月 660本
ブロック別暴力追放推進委員研修会	11月 40本
暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 24本
事務局カウンター	10月 10本
(セ) 暴追クリアファイル	
賛助会員	4月 660枚
ブロック別暴力追放推進委員研修会	11月 40枚
暴力団離脱者等支援協賛事業所	1月 24枚
暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会	2月 22枚
(ソ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー	
不当要求防止責任者講習	5月～12月562枚
(タ) 暴追ウェットシート	
理事会役員	3月 10枚
エ 暴排DVDの購入	
(ア) 大阪府暴力追放センター「不当要求対策」3本4月無償入手	
(イ) 警視庁暴力団対策課製作「不当要求」2本 8月購入	
オ 民間の自主的組織活動の支援	
各地区暴力追放運動推進委員会に、活動に必要な資料を提供。	
(ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 上表のとおり)	
カ 県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供	
警察本部県民ホールに設置の県民会議パンフレットスタンド及び	
事務局カウンターに、来庁者用暴排資料等を提供。(上表のとおり)	
ク キャンペーンへの参加	
秋田拠点センター アルベ きらめき広場 で開催の秋田県	
警察主催「年末年始特別警戒出動式」に参加。	
《理事長、専務理事及び県民会議職員参加》(12月8日)	
(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底	
不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。	(25回722人)
(4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推奨	
不当要求防止責任者講習時や関係機関・団体との連絡協議会	
及び各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び	
契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。	(通年)
(5) ホームページの有効活用	
ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。	
イ 主な掲載内容	
県民会議の行事や暴排活動等を紹介するなど内容を充実させ、	
随時情報提供を実施。	

事業名	事業内容															
	(7) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示 賛助会員の募集 (4) 不当要求防止責任者講習 a 受講までの手続 b 開催日程・場所等 (5) 不当要求被害防止DVD(無料貸出用)の一覧表 (エ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」 (カ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況 (キ) 暴力追放功労者表彰(全国表彰等) (ク) 機関紙「あきた県民会議」o h o」 (6) 賛助会員・賛助金の状況 ア ホームページによる広報のほか、不当要求防止責任者講習や各種会合等でリーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し募集広報を実施。 イ 賛助会員数(3月31日現在) (7) 賛助会員数 650企業、31個人(801.5口) (4) 賛助金納入状況 625企業、29個人(771万5,000円) (5) 未納状況 25企業、2個人(29万円) (2企業が年度途中入会でのため半額の1万円を未納計上) (エ) 新規加入 8企業、12口 (カ) 退会 18企業、19口															
2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (7) 機関紙「あきた県民会議」o h o」の発行(上表のとおり) (4) 機関誌「あきた県民会議だよりAOCvol.49」の発行(同上) (5) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (上表のとおり) イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況 <table border="1"> <tr> <td>(7) A L S O K 秋 田</td><td>「不当要求対策」等2本</td><td>6月</td></tr> <tr> <td>(4) 秋田県信用保証協会</td><td>「不当要求対策」等2本</td><td>9月</td></tr> <tr> <td>(5) 仙北市役所</td><td>「不当要求対策」等2本</td><td>10月</td></tr> <tr> <td>(エ) 秋田県防犯協会連合会</td><td>「不当要求対策」等6本</td><td>2月</td></tr> <tr> <td>(カ) J A う ご</td><td>「不当要求を見極めるポイント」等2本</td><td>3月</td></tr> </table> ウ 不当要求対策DVDの活用 大阪府暴力追放推進センターから入手したDVD「不当要求対策」を、不当要求防止責任者講習で活用し視聴覚教養を実施。 (5月～12月) (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 ア 暴力追放推進委員の委嘱 第15期暴力追放推進委員(任期：令和6年3月31日まで)に県内14地区231人を理事長が委嘱(令和4年4月1日)。任期途中の11月と1月にそれぞれ1名死亡。委嘱数229人。 イ 活動支援金の交付 上記各地区暴力追放推進委員会に対し、活動支援金(委員1人につき2,000円)を交付。(9月) ウ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催 (7) 各地区暴力追放推進委員会に、活動に必要な資料を提供(上表のとおり) (4) 県内を3ブロック(県北、中央・由利、県南)に分け、ブロック別に暴力追放推進委員の研修会を開催。 ・県南地区《専務理事、事務局長出席》(11月7日、横手市) ・中央・由利地区《同上》(11月9日、秋田市) ・県北地区《同上》(11月16日、大館市)	(7) A L S O K 秋 田	「不当要求対策」等2本	6月	(4) 秋田県信用保証協会	「不当要求対策」等2本	9月	(5) 仙北市役所	「不当要求対策」等2本	10月	(エ) 秋田県防犯協会連合会	「不当要求対策」等6本	2月	(カ) J A う ご	「不当要求を見極めるポイント」等2本	3月
(7) A L S O K 秋 田	「不当要求対策」等2本	6月														
(4) 秋田県信用保証協会	「不当要求対策」等2本	9月														
(5) 仙北市役所	「不当要求対策」等2本	10月														
(エ) 秋田県防犯協会連合会	「不当要求対策」等6本	2月														
(カ) J A う ご	「不当要求を見極めるポイント」等2本	3月														

事業名	事業内容																																
	(3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供 ア 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事出席》(5月26日) イ 秋田県相談関係機関連絡協議会相談ネットワーク委員会 《事務局長出席》(6月29日 提供資料上表のとおり) ウ 司法修習生に対する講義《専務理事出席》(8月18日) エ 国土交通省秋田河川国道事務所用地取得業務における不当 要求行為対策研修会《専務理事、事務局長出席》 (10月4日 提供資料上表のとおり) オ 秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会 《事務局長出席》(10月5日 提供資料上表のとおり) カ 秋田県街商協会定例役員会《専務理事出席》(10月19日) キ 秋田県被害者支援連絡協議会総会《事務局長出席》(11月1日) ク 少年指導員研修会《専務理事出席》 (11月21日、25日 提供資料上表のとおり) ケ 県警察・弁護士会との民事介入暴力対策研究会 《専務理事、事務局長出席》(12月20日) 提供資料 令和4年度不当要求防止責任者講習受講者 アンケート調査結果 コ 秋田県警察来日外国人犯罪対策連絡協議会(書面開催) 《事務局長対応》(12月22日) サ 秋田県警察証券会社連絡会総会(書面開催) 《専務理事対応》(3月1日) シ 秋田県街商協会総会《専務理事出席》(3月15日)																																
3 第3号事業 (暴力相談活動)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 ア 毎年度の暴力追放相談委員(任期：令和5年3月31日まで) に、弁護士10人、保護司5人、少年指導員5人を理事長が 委嘱(令和4年4月1日)。 イ 常勤相談委員1人(警察OB)が県民会議職員として常勤。 ウ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護 士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による無料相談所を 継続開設。 イ 相談活動実施状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日) (ア) 相談受理件数 83件(前年比－45件) (イ) 相談対象 <table><tr><td>企業</td><td>64件</td><td>(前年比－37)</td></tr><tr><td>行政</td><td>10件</td><td>(前年比－9)</td></tr><tr><td>その他</td><td>9件</td><td>(前年比＋1)</td></tr></table> (ウ) 相談種別 <table><tr><td>離脱・勧誘・加入強要関係</td><td>0件</td></tr><tr><td>暴力的不当行為</td><td>0件</td></tr><tr><td>刑罰法令に関する相談</td><td>0件</td></tr><tr><td>刑罰法令以外の行為</td><td>3件</td></tr><tr><td>暴対法に関する相談</td><td>5件</td></tr><tr><td>(センター事業4件、その他1件)</td><td></td></tr><tr><td>その他の暴力関係</td><td>75件</td></tr><tr><td>(反社勢力関係照会等)</td><td></td></tr></table> (エ) 相談内容の対象暴力団等 <table><tr><td>指定暴力団</td><td>2件</td><td>(山口組2件)</td></tr><tr><td>準構成員等</td><td>0件</td></tr><tr><td>その他</td><td>81件</td></tr></table>	企業	64件	(前年比－37)	行政	10件	(前年比－9)	その他	9件	(前年比＋1)	離脱・勧誘・加入強要関係	0件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	3件	暴対法に関する相談	5件	(センター事業4件、その他1件)		その他の暴力関係	75件	(反社勢力関係照会等)		指定暴力団	2件	(山口組2件)	準構成員等	0件	その他	81件
企業	64件	(前年比－37)																															
行政	10件	(前年比－9)																															
その他	9件	(前年比＋1)																															
離脱・勧誘・加入強要関係	0件																																
暴力的不当行為	0件																																
刑罰法令に関する相談	0件																																
刑罰法令以外の行為	3件																																
暴対法に関する相談	5件																																
(センター事業4件、その他1件)																																	
その他の暴力関係	75件																																
(反社勢力関係照会等)																																	
指定暴力団	2件	(山口組2件)																															
準構成員等	0件																																
その他	81件																																

事業名	事業内容																										
	(ア) 処理状況 <table><tr><td>解決</td><td>79件</td></tr><tr><td>引継ぎ</td><td>4件</td></tr><tr><td>継続処理中</td><td>0件</td></tr></table> (カ) 相談者の業種別 <table><tr><td>行政</td><td>10件</td><td>公益事業</td><td>6件</td></tr><tr><td>金融・保険業</td><td>29件</td><td>警備業</td><td>18件</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>8件</td><td>建設業</td><td>1件</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>1件</td><td>サービス業</td><td>1件</td></tr><tr><td>その他</td><td>9件</td><td></td><td></td></tr></table> (3) 「暴力相談」利用の促進 ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり イ 秋田中央交通の路線バスを活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり ウ 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり エ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり オ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり カ 他団体広報誌を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり キ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり ク 不当要求防止責任者講習における広報 (7) リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し広報。 (4) 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。 (5月～12月秋田市以外で17回) ケ 他機関紙(誌)への広報依頼 「ふきのとうホットライン」等秋田県等発行のリーフレットに「暴力相談窓口」の掲載を依頼。 (4月)	解決	79件	引継ぎ	4件	継続処理中	0件	行政	10件	公益事業	6件	金融・保険業	29件	警備業	18件	不動産業	8件	建設業	1件	運輸業	1件	サービス業	1件	その他	9件		
解決	79件																										
引継ぎ	4件																										
継続処理中	0件																										
行政	10件	公益事業	6件																								
金融・保険業	29件	警備業	18件																								
不動産業	8件	建設業	1件																								
運輸業	1件	サービス業	1件																								
その他	9件																										
4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 ア 弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を暴力相談委員に委嘱し、暴力相談委員による少年相談への対応体制を構築して、関係機関・団体と連携強化。 (4月) 委嘱状況は上記第3号事業(暴力相談活動)に記載のとおり イ 「秋田県少年指導委員研修会」において、暴力相談業務の重要性、暴力団の実態及び少年に対する影響の排除を講話し、県警察人身安全対策課及び少年指導員と連携強化。 《専務理事出席》(11月 提供資料上表のとおり) (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 ア 秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会出席者に「青少年を暴力団からも守るためのQ&A」を配布し、関係機関・団体と連携強化。(10月5日 配布資料上表のとおり) イ 少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるため有効活用。 (11月 配付状況上表のとおり) ウ 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。 (5月～12月 25回 配付状況上表のとおり)																										

事業名	事業内容
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザー等と連携し、暴力団離脱希望者等の情報等を把握 (通年) イ 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会を開催し、県民会議の活動状況等の報告のほか、意見交換を実施して、関係機関・団体と連携を強化。《専務理事以下》(2月9日) ウ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年) (総会等への出席状況は上表記載のとおり) (2) 離脱者等協賛事業所と連携強化 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、県内の離脱者等協賛事業所を訪問し、離脱者等就労に対する理解と協力を要請。《事務局長、川口相談委員対応》(1月10日～13日 配付資料上表のとおり) イ 雇用報奨金支給は、令和4年度取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 令和4年度取扱いなし。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページによる広報。 イ リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布による広報。 ウ チラシ等暴排資料による広報。(配付状況上表のとおり) エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議及び不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等により広報。(配付状況上表のとおり) (2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 令和4年度取扱いなし。
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	(1) 秋田弁護士会及び県警察との不当要求防止責任者講習関係意見交換会 5月11日、弁護士会館にて、令和4度不当要求防止責任者講習のあり方につき意見交換会を実施。 (2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県・市町村暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。(25回722人) (3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講を奨励。 イ 警察本部組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者、受講希望者に対する受講案内を送付。 (4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、講習資料「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用して、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、事業所内での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。

事業名	事業内容																																									
	(5) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容（通年） (7) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 (1) 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を実施。 (ウ) 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」等を活用した講習を実施。 (エ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び特殊詐欺被害事例等紹介による講習を実施。 (オ) 講習の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実化。 イ 講習の実施状況（令和4年5月～12月） (7) 実施回数 25回（昨年比±0回） 県内10会場で実施 <table><tr><td>秋田市8回</td><td>鹿角市1回</td><td>大館市3回</td></tr><tr><td>能代市2回</td><td>由利本荘市4回</td><td>大仙市4回</td></tr><tr><td>横手市2回</td><td>羽後町1回</td><td></td></tr></table> (1) 講習受講人員 722人（昨年比 -6人） <table><tr><td>選任時講習</td><td>361人</td></tr><tr><td>定期講習</td><td>361人</td></tr></table> (ウ) 講習受講者職種別 <table><tr><td>金融・保険業</td><td>282人</td><td>娯楽業</td><td>23人</td></tr><tr><td>建設・不動産業</td><td>79人</td><td>製造業</td><td>15人</td></tr><tr><td>運輸・運送業</td><td>9人</td><td>警備業</td><td>3人</td></tr><tr><td>販売業</td><td>74人</td><td>医療機関</td><td>11人</td></tr><tr><td>旅館ホテル業</td><td>15人</td><td>公務所</td><td>160人</td></tr><tr><td>飲食店営業</td><td>3人</td><td>その他</td><td>7人</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>41人</td><td></td><td></td></tr></table>	秋田市8回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市4回	大仙市4回	横手市2回	羽後町1回		選任時講習	361人	定期講習	361人	金融・保険業	282人	娯楽業	23人	建設・不動産業	79人	製造業	15人	運輸・運送業	9人	警備業	3人	販売業	74人	医療機関	11人	旅館ホテル業	15人	公務所	160人	飲食店営業	3人	その他	7人	サービス業	41人		
秋田市8回	鹿角市1回	大館市3回																																								
能代市2回	由利本荘市4回	大仙市4回																																								
横手市2回	羽後町1回																																									
選任時講習	361人																																									
定期講習	361人																																									
金融・保険業	282人	娯楽業	23人																																							
建設・不動産業	79人	製造業	15人																																							
運輸・運送業	9人	警備業	3人																																							
販売業	74人	医療機関	11人																																							
旅館ホテル業	15人	公務所	160人																																							
飲食店営業	3人	その他	7人																																							
サービス業	41人																																									
8 第8号事業 （不当要求情報管理機関に対する援助）	(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供（通年） 秋田県銀行警察連絡協議会等関係機関・団体と連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。 (2) 照会に対する回答（通年） 関係機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。																																									
9 第9号事業 （被害者の救済・支援活動）	(1) 被害者の救済・支援活動 令和4年度取扱いなし。 (2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページによる広報。 イ リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報。 (3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長、常勤相談員》（25回）等																																									
10 第10号事業 （少年指導委員の活動に必要な研修等の実施）	(1) 少年指導委員研修会における講話の実施 第4号事業（少年に対する暴力団の影響を排除する活動）に記載のとおり (2) 関係機関・団体との連携 第4号事業（少年に対する暴力団の影響を排除する活動）に記載のとおり																																									

事業名	事業内容
11 第11号事業 (調査研究活動)	(1) 秋田弁護士会との連携強化 秋田弁護士会・秋田県警察との「民事介入暴力対策研究会」において、情報交換及び調査研究。《専務理事、事務局長出席》 (配付資料上表のとおり12月20日) (2) 調査・資料収集活動 県内外の情報を調査・収集し、業務運営及び県民会議発行の広報資料等に活用。 ア 暴力追放相談員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長・常勤相談員》(リモート:4月26日) イ 福島県暴力追放推進センターに対する視察 《専務理事・事務局長》(5月20日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事出席》(6月3日) エ 暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《専務理事出席》(9月15日)
12 その他	(1) 令和4年度の理事会及び評議員会の開催状況 ア 理事会 イ 評議員会 (ア) 第1回通常理事会 (5月18日) (イ) 第2回臨時理事会 (6月13日) (ウ) 第3回臨時理事会 (書面表決) (7月28日) (エ) 第4回臨時理事会 (10月31日) (オ) 第5回臨時理事会 (書面表決) (1月27日) (カ) 第6回通常理事会 (3月16日) イ 評議員会 (ア) 定時評議員会 (6月13日) (イ) 臨時評議員会 (書面表決) (8月15日) (ウ) 臨時評議員会 (書面表決) (2月10日) (2) 関係機関・団体の諸会合 ア 株式会社かおる堂創業百周年記念会 《理事長出席》(9月28日) イ 秋田市飲食店組合環同連合会等4団体主催合同新年祝賀会 《理事長出席》(1月9日) (3) 全国表彰受賞 全国暴力追放推進センターに、全国表彰荣誉銀章、同銅章各1名を上申。鹿角地区暴力追放推進委員大森嶺毅氏が銅章受賞。 鹿角警察署で伝達式《専務理事参列》(12月12日)

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,979,390	6,925,399	△946,009
普通預金	5,979,390	6,925,399	△946,009
前払金	106,810	152,763	△45,953
貯蔵品	398	906	△508
流動資産合計	6,086,598	7,079,068	△992,470
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	
投資有価証券	550,508,687	550,552,279	△43,592
その他基本財産	1,202,201	1,202,201	
基本財産合計	581,710,888	581,754,480	△43,592
(2) 特定資産			
暴力団排除活動推進資産	5,000,000	5,000,000	
運用資金積立資産	740,799	740,799	
被害者支援積立資産	2,564,711	2,564,711	
特定資産合計	8,305,510	8,305,510	
(3) その他固定資産			
車両運搬具	427,816	1,284,730	△856,914
什器備品	267,922	2	267,920
電話加入権	149,968	149,968	
その他固定資産合計	845,706	1,434,700	△588,994
固定資産合計	590,862,104	591,494,690	△632,586
資産の部合計	596,948,702	598,573,758	△1,625,056
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	190,991	231,092	△40,101
預り金	87,889	92,127	△4,238
流動負債合計	278,880	323,219	△44,339
2 固定負債			
負債の部合計	278,880	323,219	△44,339
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	581,710,888	581,754,480	△43,592
指定正味財産合計	581,710,888	581,754,480	△43,592
(うち基本財産への充当額)	(581,710,888)	(581,754,480)	(△43,592)
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(8,305,510)	(8,305,510)	()
正味財産の部合計	596,669,822	598,250,539	△1,580,717
負債及び正味財産合計	596,948,702	598,573,758	△1,625,056

貸借対照表内訳表

令和 5年 3月31日現在

(単位: 円)

科 目	(公財) 暴力団排除秋田県民会議			内部取引等消去	合 計
	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計		
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	3,818,794		2,160,696		5,979,390
前払金	99,370		7,440		106,810
貯蔵品			398		398
流動資産合計	3,918,164		2,168,434		6,086,598
2 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	15,000,000		15,000,000		30,000,000
投資有価証券	275,254,344		275,254,343		550,508,687
その他基本財産	601,100		601,101		1,202,201
基本財産合計	290,855,444		290,855,444		581,710,888
(2) 特定資産					
暴力団排除活動推進資産	5,000,000				5,000,000
運用資金積立資産	370,399		370,400		740,799
被害者支援積立資産	1,282,356		1,282,355		2,564,711
特定資産合計	6,652,755		1,652,755		8,305,510
(3) その他固定資産					
車両運搬具	299,471		128,345		427,816
什器備品	267,922				267,922
電話加入権	104,978		44,990		149,968
その他固定資産合計	672,371		173,335		845,706
固定資産合計	298,180,570		292,681,534		590,862,104
資産の部合計	302,098,734		294,849,968		596,948,702
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	133,950		57,041		190,991
預り金	67,220		20,669		87,889
流動負債合計	201,170		77,710		278,880
2 固定負債					
負債の部合計	201,170		77,710		278,880
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
出捐金	290,855,444		290,855,444		581,710,888
指定正味財産合計	290,855,444		290,855,444		581,710,888
(うち基本財産への充当額)	(290,855,444)	()	(290,855,444)	()	(581,710,888)
2 一般正味財産	11,044,651		3,914,283		14,958,934
(うち特定資産への充当額)	(6,652,755)	()	(1,652,755)	()	(8,305,510)
正味財産の部合計	301,900,095		294,769,727		596,669,822
負債及び正味財産合計	302,101,265		294,847,437		596,948,702

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,129,610	6,416,414	△286,804
特定資産運用益			
特定資産受取利息	78	78	
受取会費			
賛助会員受取会費	7,715,000	7,845,000	△130,000
受取補助金等			
責任者講習受託収益	2,714,378	2,714,570	△192
受取寄付金			
受取寄付金	5,000		5,000
雑収益			
受取利息	88	98	△10
雑収益	92,733	101,688	△8,955
経常収益計	16,656,887	17,077,848	△420,961
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,100,000	2,184,000	△84,000
給料手当	3,327,240	2,646,190	681,050
福利厚生費	900,221	755,682	144,539
研修会議費	23,287	24,082	△795
旅費交通費	165,219	101,739	63,480
通信運搬費	338,664	496,548	△157,884
減価償却費	647,119	179,970	467,149
消耗什器備品費		33,099	△33,099
消耗品費	114,539	384,884	△270,345
印刷製本費	1,308,670	1,216,025	92,645
啓発費	1,603,330	1,409,420	193,910
燃料費	46,484	60,420	△13,936
光熱水料費	80,476	62,991	17,485
賃借料	1,656,309	1,108,925	547,384
保険料	90,400	69,288	21,112
諸謝金	373,411	378,411	△5,000
租税公課	24,150	27,720	△3,570
支払助成金	462,000	490,000	△28,000
雑費	236,574	470,477	△233,903
管理費			
役員報酬	900,000	936,000	△36,000
給料手当	1,728,360	1,764,126	△35,766
福利厚生費	273,767	407,920	△134,153
会議費	11,404	4,989	6,415
旅費交通費	50,022	61,327	△11,305
通信運搬費	105,652	84,042	21,610
減価償却費	257,074	77,130	179,944
消耗品費	71,542	35,841	35,701
修繕費		10,074	△10,074
印刷製本費	27,500	17,435	10,065
燃料費	9,888	15,893	△6,005
光熱水料費	53,651	41,996	11,655
賃借料	754,209	421,447	332,762
保険料	25,330	40,705	△15,375
諸謝金	575,828	606,518	△30,690

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
租税公課	15,200	25,445	△10,245
支払負担金	92,200	74,200	18,000
雑費	59,491	46,245	13,246
経常費用計	18,509,211	16,771,204	1,738,007
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,852,324	306,644	△2,158,968
投資有価証券評価損益等			
投資有価証券評価損益等		1,083,500	△1,083,500
評価損益等計		1,083,500	△1,083,500
当期経常増減額	△1,852,324	1,390,144	△3,242,468
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益			
什器備品受贈益	315,200		315,200
経常外収益計	315,200		315,200
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
車両運搬具除却損		1	△1
什器備品除却損	1		1
経常外費用計	1	1	
当期経常外増減額	315,199	△1	315,200
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△1,537,125	1,390,143	△2,927,268
税引前当期一般正味財産増減額	△1,537,125	1,390,143	△2,927,268
当期一般正味財産増減額	△1,537,125	1,390,143	△2,927,268
一般正味財産期首残高	16,496,059	15,105,916	1,390,143
一般正味財産期末残高	14,958,934	16,496,059	△1,537,125
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,129,610	6,416,414	△286,804
償却減価法適用による増加額	26,468	41,897	△15,429
償却原価法適用による減少額	70,060	70,060	
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	6,129,610	6,416,414	△286,804
当期指定正味財産増減額	△43,592	△28,163	△15,429
指定正味財産期首残高	581,754,480	581,782,643	△28,163
指定正味財産期末残高	581,710,888	581,754,480	△43,592
III 正味財産期末残高	596,669,822	598,250,539	△1,580,717

正味財産増減計算書内訳表
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	3,064,805		3,064,805		6,129,610
基本財産受取利息	3,064,805		3,064,805		6,129,610
特定資産運用益	63		15		78
特定資産受取利息	63		15		78
受取会費	6,172,000		1,543,000		7,715,000
賛助会員受取会費	6,172,000		1,543,000		7,715,000
受取補助金等	2,714,378				2,714,378
責任者講習受託収益	2,714,378				2,714,378
受取寄付金	5,000				5,000
受取寄付金	5,000				5,000
雑収益	92,780		41		92,821
受取利息	47		41		88
雑収益	92,733				92,733
経常収益計	12,049,026		4,607,861		16,656,887
(2) 経常費用					
事業費	13,498,093				13,498,093
役員報酬	2,100,000				2,100,000
給料手当	3,327,240				3,327,240
福利厚生費	900,221				900,221
研修会議費	23,287				23,287
旅費交通費	165,219				165,219
通信運搬費	338,654				338,654
減価償却費	647,119				647,119
消耗品費	114,539				114,539
印刷製本費	1,308,670				1,308,670
啓発費	1,603,330				1,603,330
燃料費	46,484				46,484
光熱水料費	80,476				80,476
賃借料	1,656,309				1,656,309
保険料	90,400				90,400
諸謝金	373,411				373,411
租税公課	24,150				24,150
支払助成金	462,000				462,000
雑費	236,574				236,574
管理費			5,011,118		5,011,118
役員報酬			900,000		900,000
給料手当			1,728,360		1,728,360
福利厚生費			273,767		273,767
会議費			11,404		11,404
旅費交通費			50,022		50,022
通信運搬費			105,652		105,652
減価償却費			257,074		257,074
消耗品費			71,542		71,542
印刷製本費			27,500		27,500
燃料費			9,888		9,888
光熱水料費			53,651		53,651
賃借料			754,209		754,209
保険料			25,330		25,330
諸謝金			575,828		575,828
租税公課			15,200		15,200
支払負担金			92,200		92,200
雑費			59,491		59,491
経常費用計	13,498,093		5,011,118		18,609,211
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,449,067		△403,257		△1,852,324
評価損益等計					
当期経常増減額	△1,449,067		△403,257		△1,852,324
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固定資産受贈益	315,200				315,200
什器備品受贈益	315,200				315,200
経常外収益計	315,200				315,200
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	1				1
什器備品除却損	1				1
経常外費用計	1				1
当期経常外増減額	315,199				315,199
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△1,133,868		△403,257		△1,537,125
他会計振替額	2,500,000		△2,500,000		
他会計からの繰入額	2,500,000		△2,500,000		
税引前当期一般正味財産増減額	1,366,132		△2,903,257		△1,537,125

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
当期一般正味財産増減額	1,366,132		△2,903,257		△1,537,125
一般正味財産期首残高	9,678,519		6,817,540		16,496,059
一般正味財産期末残高	11,044,651		3,914,283		14,958,934
II 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	3,043,009		3,043,009		6,086,018
基本財産受取利息	3,064,805		3,064,805		6,129,610
償却減価法適用による増加額	13,234		13,234		26,468
償却原価法適用による減少額	35,030		35,030		70,060
一般正味財産への振替額	3,064,805		3,064,805		6,129,610
一般正味財産への振替額	3,064,805		3,064,805		6,129,610
当期指定正味財産増減額	△21,796		△21,796		△43,592
指定正味財産期首残高	290,877,240		290,877,240		581,754,480
指定正味財産期末残高	290,855,444		290,855,444		581,710,888
III 正味財産期末残高	301,900,095		294,769,727		596,669,822